

## 管理者が保有する公文書の開示等に関する規則

令和5年4月1日規則第6号

管理者が保有する公文書の開示等に関する規則をここに公布する。

### 管理者が保有する公文書の開示等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県北部医療組合情報公開条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第13号。以下「条例」という。）第39条の規定により、管理者が保有する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書等)

**第2条** 条例第6条第1項の書面は、公文書開示請求書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第2項の規定による補正の求めは、補正通知書（第2号様式）によるものとする。

3 前項の補正通知書を受けた開示請求者が当該補正を行うときは、補正書（第3号様式）によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

**第3条** 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（第4号様式）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（第5号様式）

2 条例第11条第2項に規定する公文書の全部を開示しない旨の決定に係る書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号及び第3号に掲げるとき以外のとき 公文書不開示決定通知書（第6号様式）

(2) 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（第7号様式）

(3) 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（第8号様式）

(開示決定等の期間の延長通知書)

**第4条** 条例第12条第2項の書面は、公文書開示決定等期間延長通知書（第9号様式）とする。

2 条例第13条の書面は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（第10号様式）とする。  
(事案移送通知書)

**第5条** 条例第15条第1項の書面は、事案移送通知書（第11号様式）とする。  
(公文書の開示に係る意見照会書等)

**第6条** 条例第16条第1項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書（第12号様式）によるものとする。

- 2 条例第16条第2項の書面は、公文書の開示に係る意見照会書（第12号様式）とする。
- 3 条例第16条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書（第13号様式）とする。
- 4 条例第16条第3項の書面は、公文書を開示決定した旨の通知書（第14号様式）とする。

(公文書の開示)

**第7条** 公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る公文書の開示を受けるものとする。

- 2 管理者は、開示決定を受けた者で公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。
- 3 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示決定に係る公文書1件につき1部とする。

(費用の納入)

**第8条** 条例第19条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

**第9条** 条例第21条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第15号様式）によるものとする。

(審査請求に係る公文書の開示に関する通知書)

**第10条** 条例第22条において準用する条例第16条第3項の規定による通知は、公文書を開示決定した旨の通知書（第14号様式）によるものとする。

(出資等法人)

**第11条** 管理者は、条例第33条第1項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、沖縄県北部合同庁舎前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して告示するものとする。

(公文書の検索資料)

**第12条** 条例第34条の公文書の検索に必要な資料は、管理者が別に定める。

2 前項の公文書の検索に必要な資料は、管理者が必要と認める場所に備え置くものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第1号様式（第2条関係）

## 公文書開示請求書

年月日

沖縄県北部医療組合管理者 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 — — )

(担当者氏名) (電話番号 — — )

(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が請求する場合に限る。) (電話番号 — — )

(自宅 勤務先 携帯等)

沖縄県北部医療組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る公文書の名称 (開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項)	
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(聴取及び視聴を含む。)次のうちいづれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望 ('写しの交付'欄も要記入) )
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」次のうちいづれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 用紙 ( <input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 「交付方法」次のうちいづれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送 )

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 1の欄には、知りたいと思う事項や年度又は期間など公文書を特定できる程度に具体的に記入してください。

<職員記入欄>下記の欄は、記入しないでください。

担当課(室・所)	(電話番号 — — 内線 )
備考	

第2号様式（第2条関係）

補 正 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏 名 印

あなたが、 年 月 日付けで提出された公文書開示請求書は、次のとおり不備がありますので、沖縄県北部医療組合情報公開条例第6条第2項の規定より補正を求めるます。

1 開示請求に係る公文書の名称			
2 補正を求める事項			
3 添付書類			
4 補正書の提出期限及び提出先	提出期限	年 月 日	
5 補正の参考となる情報	提出先		

注1 この補正に要した日数は、条例第12条第1項に規定する開示決定等の期間に算入されません。

2 書面で補正を行うときは、別紙（第3号様式）で行ってください。

3 期間内に補正ができない場合は、下記の担当課（室・所）まで申し出てください。

担当課（室・所）	電話番号（ ） - 内線
備考	

第3号様式（第2条関係）

補 正 書

年 月 日

沖縄県北部医療組合管理者 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 — — )

(担当者氏名) (電話番号 — — )

(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が請求する場合に限る。) (電話番号 — — )

(□ 自宅 □ 勤務先 □ 携帯等) 該当する□に△印を記入してください。

年 月 日付け 第 号で補正の要求のあった開示請求書の補正について、次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

注 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

第4号様式（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏 名印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄県北部医療組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	北部医療組合管理者が特定した公文書の件名	
2 開示を実施する日時	年 月 日 ( )	午前 午後 時 分
3 開示を実施する場所	[電話番号 ( )	— 内線 ]
4 事務担当課（室・所）	[電話番号 ( )	— 内線 ]
5 備考		

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求をすることができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課まで連絡ください。

## 第5号様式（第3条関係）

### 公文書部分開示決定通知書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、沖縄県北部医療組合情報公開条例第11条第1項により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	管理者が特定した公文書の件名	
2 開示を実施する日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
3 開示を実施する場所	[電話番号 ( ) - 内線 ]	
4 開示をしない部分		
5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県北部医療組合情報公開条例第7条第 号に該当	
6 沖縄県北部医療組合情報公開条例第14条第2項に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。	
7 事務担当課（室・所）	[電話番号 ( ) - 内線 ]	
8 備考		

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課まで連絡ください。

## 第6号様式（第3条関係）

### 公文書不開示決定通知書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県北部医療組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	北部医療組合管理者が特定した公文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県北部医療組合情報公開条例第7条第 号に該当	
3 沖縄県北部医療組合情報公開条例第14条第2項に規定する不開示理由がなくなる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求する必要があります。	
4 事務担当課（室・所）	[電話番号（ ）－ 内線 ]	
5 備考		

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県北部医療組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	沖縄県北部医療組合情報公開条例第10条に該当
3 事務担当課(室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第3条関係）

公文書の不存在による不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないため、沖縄県北部医療組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のように公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	
2 開示請求に係る公文書を保有していない理由	
3 事務担当課(室・所)	〔電話番号 ( ) - 内線 ]
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求をすることができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第4条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県北部医療組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
2 沖縄県北部医療組合 情報公開条例第12条第 1項の規定による決定 期間	年 月 日 ( ) から (15日間) 年 月 日 ( ) まで
3 延長後の決定期間	年 月 日 ( ) から ( 日間) 年 月 日 ( ) まで
4 延長の理由	
5 事務担当課(室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
6 備考	

第10号様式（第4条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏 名印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県北部医療組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
2 沖縄県北部医療組合 情報公開条例第12条第 1項の規定による決定 期間	年 月 日 ( ) から (15日間) 年 月 日 ( ) まで
3 開示請求に係る公文 書のうちの相当の部分 について開示決定等を する期間 (45日以内)	年 月 日 ( ) から ( 日間) 年 月 日 ( ) まで
4 上記3の期間に開示 決定等をする部分	
5 残りの公文書につい て開示決定等をする期 限	年 月 日 ( )
6 沖縄県北部医療組合 情報公開条例第13条を 適用する理由	
7 事務担当課(室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
8 備 考	

第11号様式（第5条関係）

事案移送通知書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県北部医療組合情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
2 移送をした実施機関 (管理者) の事務担当課(室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
3 移送を受けた実施機関 (開示決定等をする実施機関)	
4 上記 3 の事務担当課 (室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
5 移送をした日	年 月 日 ( )
6 移送をした理由	
7 備考	

第12号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏 名 印

沖縄県北部医療組合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき開示請求のあった公文書に、あなた（貴団体）に関する情報が記録されていますので、同条例第16条〔第1項 第2項〕の規定により通知します。本件開示請求に係る公文書の開示決定等についての意見書を提出する場合には、別紙「公文書の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱います。

1 開示請求年月日	年 月 日 ( )
2 管理者が特定した公文書の件名	
3 開示請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
4 意見書を提出する場合の提出先	[電話番号 ( ) - 内線 ]
5 意見書を提出する場合の提出期限	年 月 日 ( )
6 条例第16条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
7 備考	

注 6の欄は、条例第16条第1項の規定を適用して意見照会を行う場合は記入不要である。

第13号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年　月　日

沖縄県北部医療組合管理者 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 — — )

(担当者氏名) (電話番号 — — )

(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が提出する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先（個人が提出する場合に限る。）(電話番号 — — )

(□ 自宅 □ 勤務先 □ 携帯等)

年　月　日付け 第　　号で照会のあったことについて、次のとおり回

答します。

1 公文書を開示されることについての支障の有無	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。
2 開示されると支障がある部分及び支障がある理由	(1) 開示されると支障がある部分 (2) 開示されると支障がある理由
3 公文書の開示に関する意見	

注1 □については、該当するものにレ印を記入してください。

2 「開示されると支障がある。」にレ印を記入した場合には、2の「開示されると支障がある部分及び支障がある理由」欄も記入してください。

3 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

第14号様式（第6条、第10条関係）

公文書を開示決定した旨の通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏

名 印

年 月 日付けで 開示に反対する意見書の提出 審査請求 のあった公文書につ

いて、次のとおり 全部 一部 を開示することとしたので、沖縄県北部医療組合情報公開 沖縄県北部医療組合情報公開

条例第16条第3項

条例第22条において準用する同条例第16条第3項

の規定により通知します。

1 管理者が特定した公文書の件名	
2 開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日 ( )
5 事務担当課（室・所）	[電話番号 ( ) - 内線 ]
6 備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県北部医療組合管理者に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県北部医療組合を被告として（訴訟において沖縄県北部医療組合を代表する者は、沖縄県北部医療組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 沖縄県北部医療組合情報公開条例第22条において準用する同条例第16条第3項の規定に基づき通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。

第15号様式（第9条関係）

審査会 諮問通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県北部医療組合管理者 氏 名印

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、沖縄県北部医療組合情報公開条例第21条の規定により次のとおり沖縄県北部医療組合情報公開審査会に諮問したので、同条第3項の規定により通知します。

1 管理者が特定した公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諒問をした日	年 月 日 ( )
4 事務担当課(室・所)	[電話番号 ( ) - 内線 ]
5 備考	